

税務署だより お知らせコーナー

"サラリーマンに減税の福音"

源泉所得税についての改正のあらまし

このたび、所得税法等の改正がなされました。4月1日から施行されて、所得税の負担が軽減されることになりましたが、この改正のうち、源泉徴収に関する事項のあらましは、次のとおりです。

なお、改正後の取扱いなどについて不明な点がありましたら、よりの税務署におたずねください。
〔各種控除額の引上げ〕基礎控除額、給与所得控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額および勤労学生控除額が、それぞれ次のように引き上げられました。

控除の種類	改 正 後		改 正 前
	昭和44年分	昭和45年分以後	
(1)基礎控除額	167,500円	170,000円	160,000円
(2)給与所得控除額	給与の収入金額からまず 100,000円を控除し、その残額について 800,000円までの部分の20% 800,000円をこえ1,000,000円までの部分の 14% 1,000,000円をこえ2,000,000円までの部分の 4% 2,000,000円をこえる部分の 2%の合計額を控除します。 ただし、最高348,000円を限度とします。	給与の収入金額からまず 100,000円を控除し、その残額について 800,000円までの部分の20% 800,000円をこえ1,000,000円までの部分の 15% 1,000,000円をこえ2,000,000円までの部分の 5% 2,000,000円をこえる部分の 2.5%の合計額を控除します。 ただし、最高365,000円を限度とします。	給与の収入金額からまず 100,000円を控除し、その残額について 800,000円までの部分の20% 800,000円をこえ1,000,000円までの部分の 10%の合計額を控除します。 ただし、最高280,000円を限度とします。
(3)配偶者控除額	167,500円	170,000円	160,000円
(4)扶養控除額	95,500円 ただし、配偶者がない人の第1人目の扶養親族については 107,500円	100,000円 ただし、配偶者がない人の第1人目の扶養親族については 110,000円	80,000円 ただし、配偶者がない人の第1人目の扶養親族については 100,000円
(5)障害者控除額	87,500円 特別障害者については 127,500円	90,000円 特別障害者については 130,000円	80,000円 特別障害者については 120,000円
(6)老年者控除額	87,500円	90,000円	80,000円
(7)寡婦控除額	87,500円	90,000円	80,000円
(8)勤労学生控除額	87,500円	90,000円	80,000円

税の相談日のご利用を

税務署では、毎月、5日、15日、25日の5日を税の相談日としてご相談をお受けしております。

税金についてわからない点がありましたらぜひ税の相談日をご利用ください。
なお、当日が日曜、祝日のときは翌日にご相談をお受けしています。

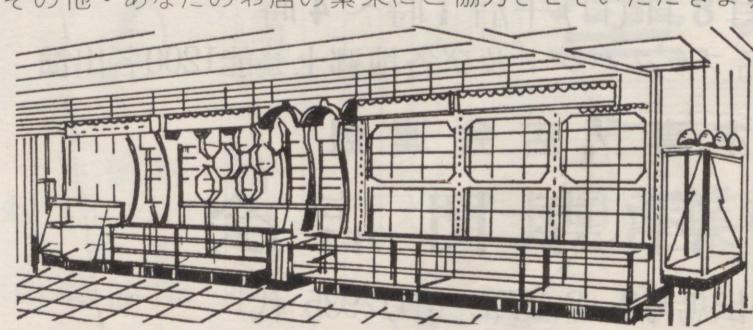
(宇都宮税務署)



店舗の企画設計は

新しいデザインと豊かな経験をもつ
◆ 栃木県店舗装飾協同組合員へ ◆

各種ウインド・陳列ケース・陳列台・ステージコーナー
その他・あなたのお店の繁栄にご協力させていただきます



栃木県店舗装飾協同組合

丸源製作所

宇都宮市宮本町二丁目六七八番地
電話(028)612-2229

石下製作所

宇都宮市松原一丁目二番八号
電話(028)675-1246

(有)イノマタウインド製作所

宇都宮市平出町四二八七番地
電話(028)675-1246

丸源製作所

宇都宮市西大寛二丁目二番二号
電話(028)675-1246